

公

告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 の規定に基づき、町営土地改良事業（農地耕作条件改善事業 大瀬地区）につき、土地改良事業計画を定めたので、同条第 7 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 17 日

三朝町長 松 浦 弘 幸



1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画の写し

2 縦覧期間

自 令和 7 年 2 月 17 日

至 令和 7 年 3 月 10 日

3 縦覧場所

三朝町役場 三朝町大字大瀬 999 番地 2

三朝町役場ホームページ

4 審査請求

この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三朝町に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 14 条第 1 項の規定に基づきこの計画が定められたこと（審査請求をした場合にあっては、この審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して 6 カ月以内に、三朝町を被告として（訴訟において三朝町を代表する者は三朝町長となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第 14 条第 2 項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。